**事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実地指導年月日　　　　令和　　　　年　　　月　　　日**　　　　３年４月版

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事 業 区 分** | **訪 問 介 護** | **自己点検シート記入者** |  |
| **次の指定を同時に受けている場合は該当するものに〇を付ける　　（　訪問型サービス　・　障害福祉サービス　・　共生型サービス　）** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項（　　　月　　　　日現在の状況） | 該当の空白を埋めてください。 | 備考 |
| １　介護保険対象　　利用者数（契約者数） | 要介護　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |  |
| ２　訪問型サービス（第1号訪問事業）　利用者数 | 要支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |  |
| 事業対象者　　　　　　　　　　　　　　　人 |  |
| ３　障害福祉サービス　　利用者数　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |  |
| ４　共生型サービス　利用者数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |  |
| ５　必要なサービス提供責任者の数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |  |
| ６　１、２のうち、集合住宅に居住する利用者数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人　（　うち集合住宅減算適用　　　　　　　　　　人） |
| 内訳　　　　　　　　　集合住宅の名称　　　　　　　　　　　利用者数　　　　　減算適用　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人　　　あり　・　なし　）　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人　　　あり　・　なし　）　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人　　　あり　・　なし　） |

**↓**届出状況の該当する項目に「○」を記入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**↓**点検結果の該当する項目に「○」を記入

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　護 |  | 身体介護のうち通院・外出介助 |  |  | 該当 | アセスメントサービス担当者会議議事録訪問介護計画書サービス提供票サービス提供記録など※通院等乗降介助は、道路運送法の許可又は登録を受けた事業者でなければ算定できない。同意書 |
| 生活援助中心の訪問 |  |  | 該当 |
| 1日に複数回の訪問 | ①算定時間の間隔は原則2時間以上②一連のサービス※看取り期の利用者への提供分は除く。 |  | 該当 |
|  | 通院等乗降介助※（99単位）に該当するが身体介護で算定 | 要介護４、５の利用者に通院等乗降介助の前後に連続して相当の所要時間を要しかつ手間のかかる身体介護を実施 |  | 該当 |
|  | １回の訪問での訪問介護員の交代 | 合計時間に応じた所定単位（又は１回）として算定 |  | 該当 |
| 同時に複数利用者へのサービス提供 | 利用時の所要時間を利用者数で割った結果、１人当たりの所要時間が２０分以上 |  | 該当 |
|  | 2人の訪問介護員による訪問　　　　２００／１００ | 利用者側の希望：利用者又は家族の同意 |  | 該当 |
|  | 夜間加算　　２５／１００ | サービス開始時刻が　１８時～22時 |  | 該当 |
| 早朝加算　　２５／１００ | サービス開始時刻が　６時～８時 |  | 該当 |
| 深夜加算　　５０／１００ | サービス開始時刻が　２２時～６時 |  | 該当 |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 　　　　　　備考 |
| 介　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　護 |  | ２０分未満の身体介護【従来型】右の要件の１、７、８を満たす【頻回型（定期巡回指定）】右の要件の２、３、４、５（１）、６～８を満たす【頻回型（定期巡回計画策定）】右の要件の２（１）、３、４、５（２）、６～８を満たす※頻回型であっても従来型で算定することは可能※頻回型で算定する利用者の算定上限単位数は、定期巡回の所定単位数が上限となることに注意 | １　前回提供した訪問介護から概ね2時間以上間隔が空いている |  | 該当 | サービス提供記録等 |
| ２　以下のいずれかに該当（１）利用者が要介護３，４，５及び「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」Ｂ以上　　（２）要介護１から２の者であって認知症日常生活自立度ランクⅡ以上 |  | 該当 | 利用者台帳等 |
| ３　サービス担当者会議において、概ね一週間のうち５日以上の２０分未満（頻回の訪問を含む）の身体介護の提供が必要と判断（前３月の間にサービス担当者会議を１度以上開催、サービス提供責任者の参加） |  | 該当 | サービス担当者会議の記録等 |
| ４　常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制がある |  | 該当 |  |
| ５（１）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を受けている |  | 該当 | 指定通知書 |
| ５（２）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を受ける計画を策定している |  | 該当 | 計画書、市町村との連絡記録等 |
| ６　居宅サービス計画に「頻回の訪問」にあたるとして明確に位置付けられている |  | 該当 |  |
| ７ サービス内容が利用者にとって定期的に必要な短時間の身体介護（排泄介助、体位交換、服薬介助等）であり、単なる安否確認や健康チェックでない |  | 該当 | 訪問介護計画書サービス提供記録等 |
| ８　２０分未満の身体介護に引き続き、生活援助を行っていない（緊急時訪問介護加算を算定する場合の２０分未満の身体介護を除く。） |  | 該当 | 訪問介護計画書サービス提供記録等 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 　　　　　備考 |
|  |  | 集合住宅減算 １、３の場合 ９０／１００ ２ の場合　８５／１００ | １　事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者にサービスを提供　（２　に該当する場合を除く。） |  | 該当 | 利用者台帳等 |
| ２　上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数※が1月あたり50人以上の場合 |  | 該当 | 利用者台帳、計画書等※当該月の１日毎の利用契約者数の合計÷当該月の日数（小数点以下切捨） |
| ３　上記１以外の範囲に所在する建物に居住する利用者にサービスを提供（当該建物に居住する利用者の人数※が1月あたり20人以上の場合） |  | 該当 |
|  | 特別地域訪問介護加算＋　１５／１００ | 厚生労働大臣の定める地域（特別地域）に所在する指定訪問介護事業所 |  | 該当 |  |
|  | 中山間地域等における小規模事業所加算＋　１０／１０ | 厚生労働大臣の定める地域（中山間地域等）に所在する指定訪問介護事業所 |  | 該当 |  |
| 【介護】 １月当たりの延訪問回数 |  | 200回以下 |  |
| 事前説明・利用者の同意 |  | 該当 |  |
|  | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算＋　５／１００ | 厚生労働大臣の定める地域（中山間地域等）に居住する利用者に対するサービス |  | 該当 |  |
| 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護 |  | 該当 |  |
| 交通費なし |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　護 |  | 特定事業所加算(Ⅰ)＋　２０／１００ | １　訪問介護員ごとに全員の研修計画の作成、実施 |  | あり(含予定) | 研修計画書(事業計画書) |
| ２①　利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催 |  | 概ね１月に1回以上 | 会議記録（ICTの活用可） |
| ２②　サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告 |  | 文書等により実施 | 留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書 |
| ３　定期的な健康診断の実施 |  | 1年に１回全員に実施 | 健診受診記録等 |
| ４　緊急時における対応方法の明示 |  | 利用者に交付・説明 | 重要事項説明書等 |
| ５　介護福祉士等　（次のいずれか） | 介護福祉士 |  | ３割以上 | 職員台帳(履歴書)等 |
| 介護福祉士、実務者研修修了者、旧基礎研修修了者、旧一級修了者 |  | ５割以上 |
| ６　全てのサービス提供責任者　（必要数の常勤配置→★） | 介護福祉士 |  | 実務経験３年以上 | 職員台帳(履歴書)等★　１を超えるサービス提供責任者が必要な場合は、２人以上の常勤 |
| 実務者研修修了者、旧基礎研修修了者、旧一級修了者 |  | 実務経験５年以上 |
| ７　前年度又は算定日が属する月の前３月の利用者総数のうち、要介護４・５の利用者、認知症の日常生活自立度 Ⅲ、Ⅳ、Mの利用者、たんの吸引等（※参照）を必要とする利用者 |  | ２割以上 | 利用者台帳等※ 左記の割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。 |
| ８　　５、７について、前年度実績により届出を行った事業所については、前年度（３月を除く）の職員及び利用者の割合が上記割合を維持していることを確認し、毎月記録（前３月実績で届出を行った場合は、直近３ヶ月間の記録） |  | 該当（５、７をチェック） | 前年度又は前３月の割合計算の記録は、実地指導当日に確認します |
|  | 記録→☆ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介　　　　　　護 |  | 特定事業所加算(Ⅱ)＋　１０／１００ | 特定事業所加算(Ⅰ) の点検項目のうち１～４全部と、５又は６に適合 |  | 該当（前頁の該当部分をチェック） |  |
|  | 特定事業所加算(Ⅲ)＋　１０／１００ | 特定事業所加算(Ⅰ) の点検項目のうち１～４、７の全部に適合 |  | 該当（前頁の該当部分をチェック） |  |
|  | 特定事業所加算(Ⅳ)+　５／１００ | 特定事業所加算(Ⅰ) の点検項目のうち２～４全部に適合 |  | 該当（前頁の該当部分をチェック） |  |
| 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサ責数を上回る数の常勤のサ責を配置（利用者80人以下の事業所に限る。） |  | 該当 | ※常勤換算方法を採用する事業所は対象外 |
| サ責全員にサ責業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修を実施又は予定している |  | 該当 |  |
| ７　前年度又は算定日が属する月の前３月の利用者総数のうち、要介護３・４・５の利用者、認知症の日常生活自立度 Ⅲ、Ⅳ、Mの利用者、たんの吸引等（※参照）を必要とする利用者 |  | ６割以上 | 利用者台帳等※ 左記の割合の計算において、たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。 |
|  | 特定事業所加算(Ⅴ)+　３／１００(加算(Ⅲ)との併算定は可) | 特定事業所加算(Ⅰ) の点検項目のうち１～４の全部に適合 |  | 該当（前頁の該当部分をチェック） |  |
| 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数７年以上の者 |  | ３割以上 | 職員台帳(履歴書)等 |
|  | 緊急時訪問介護加算＋１００単位 | 利用者等の要請に基づき居宅サービス計画にない指定訪問介護を緊急に実施（要請から２４時間以内） |  | 該当 | 訪問介護計画の修正、提供記録 |
| 介護支援専門員とサービス提供責任者が連携し、介護支援専門員が必要と認める（事後判断を含む） |  | 該当 |  |
| 利用者の同意 |  | 該当 | 同意書等 |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 初回加算＋２００単位 | 新規に訪問介護計画を作成した利用者にサービス提供責任者が訪問介護**（同行を含む）**を実施 |  | 該当 | 訪問介護計画同行した場合は、提供記録 |
| 初回の訪問又はその属する月にサービス提供 |  | 該当 |  |
| 過去２ヶ月間（暦月）に同じ利用者に訪問介護を実施していない |  | 該当 |  |
|  | 生活機能向上連携加算（Ⅰ）＋１００単位 | １　訪問、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等からの助言を受けることができる体制を構築 |  | 該当 |  |
| ２　サービス提供責任者が１の助言を受けた上で生活機能アセスメントを行い、日々の暮らしの中で必要な生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成 |  | 該当 | 訪問介護計画書（助言内容を含む） |
| ３　当該計画に基づき訪問介護を実施し、3ヶ月後に目標達成度を利用者及び理学療法士等へ報告 |  | 該当 |  |
| ４　初回の指定訪問介護が行われた日が属する月に算定 |  | 該当 | 翌月、翌々月は算定不可 |
|  | 生活機能向上連携加算（Ⅱ）＋２００単位 | １　訪問、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が①利用者居宅への同行訪問又は②訪問後に共同カンファレンスを行い、共同して生活機能アセスメントを実施 |  | 該当 | 同行訪問記録カンファレンス記録等 |
| ２　生活機能アセスメントの結果の他、日々の暮らしの中で必要な生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書の作成 |  | 該当 | アセスメント記録訪問介護計画 |
| ３　当該計画に基づき訪問介護を実施し、各月における目標達成度を理学療法士等へ報告 |  | 該当 |  |
| ４　初回の訪問介護が行われた日が属する月以降３ヶ月を限度として算定 |  | 該当 | ３ヶ月を超えて算定する場合、再度１の評価に基づく計画の見直し |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 認知症専門ケア加算(Ⅰ)＋３単位／日 | 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者（以下「対象者」という。）が５０％以上（算定日が属する月の前３月間の実利用者数又は延利用者数の平均で算定） |  | 該当 | 前３月の割合計算の記録は、当日実地指導で確認します |
| 認知症介護に係る専門的な研修（※）を修了した者を対象者の数が20人未満の場合は１名以上、20人以上の場合は１に、19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施 |  | 該当 | ※認知症介護実践リーダー研修 |
| 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 |  | 該当 | 伝達記録、会議記録（ICTの活用可） |
|  | 認知症専門ケア加算(Ⅱ)＋４単位 | 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の点検項目全てに適合 |  | 該当 |  |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修（※）を修了した者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 |  | 該当 | ※認知症介護指導者養成研修 |
| 介護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定 |  | 該当 | 研修計画（介護職員ごと） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　　　　＋137/1000（月額３万７千円相当）【次頁に続く】 | 1. 介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている
 |  | 該当 | 介護職員処遇改善計画書には、賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載 |
| 1. 加算の算定額に相当する賃金改善を実施
 |  | 該当 |
| 1. 介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事等に届出をしている

（※４月から算定する場合は、原則２月末までに届出） |  | 周知かつ届出 |
| 1. 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を知事等に報告している

ア　介護職員以外を対象に含めていないイ　加算総額は国保連から通知された金額と原則一致しているウ　賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致してい　る |  | 実績報告書の数字と一致・国保連の加算額通知書（月毎）・賃金改善額明細書(事業所別、個人別）・賃金台帳等元帳 | 年度の最終加算の支払のあった月の翌々月末（通常は７月末）までに実績報告を提出 |
| 1. 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
 |  | 該当 |  |
| 1. 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている
 |  | 該当 | 保険料納付書等 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】【次頁に続く】 | 1. 次に掲げる基準のいずれにも適合する
 |  | (一)～（三）に適合 | キャリアパス要件 |
| 　(一)　次に掲げる要件の全てに適合する　　　ａ 介護職員の任用の際における職位・職責又は職務内容等の任用要件と介護職員の賃金体系を定めているｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している |  | ａ　任用要件と賃金体系を定めているｂ　書面作成及び周知している | 就業規則等の根拠規定 |
| （ニ）次に掲げる要件のa又はb、及びｃに適合するａ 資質向上のための計画に沿って研修機会の提供又は技術指導の実施並びに介護職員の能力評価を行っているｂ 資格取得のための支援をしているｃ　ａ又はｂについて、全ての介護職員に周知している |  | ａ　計画策定、研修実施（機会確保と能力評価）ｂ　計画策定・支援実施ｃ　周知している | 記録記録記録 |
| （三）次に掲げる要件の全てに適合するa　経験・ 資格・評価のいずれかに応じた昇給の仕組みがあるｂ ａの要件について書面で整備し、全ての介護職員に周知している | 経験資格評価 | a左記のうち該当の昇給の仕組みに○を | 就業規則等の根拠規定 |
|  | ｂ　書面整備及び周知している |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】 | 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している
 |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　　　　　　＋100/1000（月額２万７千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑦の（一）及び（二）に適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している
 |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　　　　　　　＋55/1000（月額１万５千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、⑦の（一）又は（二）のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している
 |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　(Ⅲ)の90/100(R4.3.31まで算定可) | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、（Ⅰ）の⑦の（一）又は（二）、もしくは（Ⅲ）の⑧のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）、（Ⅲ）の頁でもチェックしてください | 【介護報酬総単位**×**サービス別加算率】(単位未満の端数四捨五入)**×【0.8　か0.9】**(単位未満の端数四捨五入)**×**【１単位の単価】（１円未満端数切捨て） |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　…　(Ⅲ)の80/100(R4.3.31まで算定可) | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合する |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |
|  | 介護職員処遇改善加算【共　通】 | 変更事由※に該当する場合に「変更届」を提出している |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13 |
| 事業継続のための特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13～14 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【次頁に続く】 | 1. 介護職員等の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている
 |  | 該当 | 介護職員等特定処遇改善計画書には、賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員等の処遇改善の計画等を記載 |
| 1. 加算の算定額に相当する賃金改善を実施
 |  | 該当 |
| 1. 介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事等に届出をしている

（※４月から算定する場合は、原則２月末までに届出） |  | 周知かつ届出 |
| 1. 事業者において、事業年度ごとに介護職員等の特定処遇改善に関する実績（介護職員等特定処遇改善実績報告書）を知事等に報告している

ア　加算総額は国保連から通知された金額と原則一致しているイ　賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している |  | 実績報告書の数字と一致・国保連の加算額通知書（月毎）・賃金改善額明細書(事業所別、個人別）・賃金台帳等元帳 | 年度の最終加算の支払のあった月の翌々月末（通常は７月末）までに実績報告を提出 |
| 1. 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
 |  | 該当 |  |
| 1. 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている
 |  | 該当 | 保険料納付書等 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】【次頁に続く】 | 1. 配分対象と配分方法
 |  |  |  |
| （一）　賃金改善の対象となるグループ介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）による賃金改善を行うに当たり、経験・技能のある介護職員を定義した上で、介護サービス事業所等に従事する全ての職員を以下のグループに割り振っている。a 経験・技能のある介護職員介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、　　　・介護福祉士の資格を有する者　　　・所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。ｂ 他の介護職員　　　　経験・技能のある介護職員を除く介護職員　 ｃ　 その他の職種 介護職員以外の職員 |   | 該当を○で囲むaのみ実施a及びｂを実施abc全て実施 |  |
| （二）　事業所における配分方法実際の配分に当たっては、一ａ～ｃそれぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】【次頁に続く】 | この場合、二ａ～ｃ内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。ａ 経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円以上であること（現に賃金が年額440 万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとすること。・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合・ ８万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合ｂ 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。ｃ 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、その他の |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介護 |  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】【次頁に続く】 | 職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。ｄ その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440 万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。 |  |  |  |
| 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を行うこと。なお、令和３年度においては、６の区分から３の区分を選択し、それぞれで１以上の取組を行うこと。
 |  | 該当 | 職場環境等要件 |
| 1. サービス提供体制強化加算の(Ⅰ)又は(Ⅱ)の区分（訪問介護にあっては特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は日常生活継続支援加算）を届け出ていること。
 |  | 該当 | 介護福祉士の配置等要件 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| 介　　　　　　　　　　　　　　　護 |  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】 | 1. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。
 |  | 該当 | 処遇改善加算要件 |
| 1. 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載していること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表していること。なお、当該要件については令和３年度は算定要件とはされない。 |  | 該当 | 見える化要件 |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑧及び⑩から⑪に適合 |  | （Ⅰ）の頁にもチェックしてください |  |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算【共　通】 | 変更事由※に該当する場合に「変更届」を提出している |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13 |
| 事業継続のための特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13～14 |